

ＪＡなすの電力不足に伴う節電取り組みについて

1. 趣旨

東日本大震災により、東京電力、東北電力管内の発電能力の低下から、電気の供給力の大幅な減少になります。また、政府は夏の電力需給対策において、企業・家庭とも15%削減という目標値を設定した。特に、大口需要家に対しては、電気事業法に伴う電力使用制限を発動するほか、家庭にも消費電力の少ない家電製品の使用などを呼びかけています。当ＪＡの事業所において、契約電力500KW以上の契約はなく、自主的な取り組みとなります。

こうした状況を踏まえ、当ＪＡとしても15%の消費電力の抑制をはかるために、節電方策を設定し取り組むことといたします。

2. 具体策

《職員》

- ① 1水曜日、第3水曜日の「ノー残業デーの徹底」と時間外勤務の圧縮。
 - ・従来の「ノー残業デー」を各職場において徹底をする。(午後5時30分には全員帰宅)
 - ・第1・第3水曜日以外においても、できるだけ効率的に業務を行い残業はしない。
- ②クールビズ実施期間の延長
 - ・実施期間 5月～10月
 - ・女子職員については、7月よりオーバーブラウスの貸与により暑さ対策を図る。

《事務所等》

- ① エアコンの使用については、できるだけ朝夕の使用は避け、使用する場合は室内温度28℃を遵守する。
- ②テレビ等の未使用コンセントを抜くことで待機電力を削減する。
- ③電気ポットの使用をできるだけ控える。
- ④室内照明の最小限点灯と昼休みは完全消灯の実施。
但し、来客店舗については、最小限点灯とする。
- ⑤パソコンは、外出(営業等)するときは電源を切る。
また、帰宅するときは、モニターの電源を切り、待機電力を削減する。
- ⑥コピー機については、省エネモード設定にする。
- ⑦温水洗浄便座は節電モードに切り替える。
- ⑧エアコンのフィルターを2週間に1度清掃をする。

3. 啓蒙活動

- ①支店・出張所・事業所の入り口に、「電力不足につき節電中ですのでご協力願います」等の掲示を行い、顧客等に周知徹底する。
- ②事務所に「節電」の掲示を行い、役職員の節電に対する意識の高揚に努める。

4. 実施期間

平成23年7月1日(金)～10月31日(月)

5. その他

- ①電力不足に伴う節電対策について、中央会等から指示があった場合には追加取り組むこととする。
- ② ホームページに掲載をする。